山陽小野田市工場設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について山陽小野田市工場設置奨励条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月20日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市工場設置奨励条例の一部を改正する条例 山陽小野田市工場設置奨励条例(平成26年山陽小野田市条例第12号)の 一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、ガス、道路貨物運送、倉庫、こん包、情報処理サービス 及び自然科学研究の」を「、貨物運送業等のうち雇用の創出及び事業活動の継 続に期待できる」に改める。

第9条第1項中「投下固定資産総額が3億円以上(中小企業者にあっては 5,000万円以上)となる工場の設置を行う者」を「次の要件を満たす者」 に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 投下固定資産総額が3億円以上(中小企業者にあっては5,000万円 以上)となる工場の設置を行う者
- (2) 第2条第2号アからウまでに掲げる地域に応じて、それぞれ規則に掲げる業種の用に供するための工場の設置を行う者

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山陽小野田市工場設置奨励条例の規定は、この条例の施行の日以 後に指定を受けた事業者について適用し、同日前に指定を受けた事業者につ いては、なお従前の例による。

山陽小野田市工場設置奨励条例新旧対照表

中國(名中中國於巨人關水內利用內無效	
改正後	改正前
(用語の定義)	(用語の定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、
それぞれ当該各号に定めるところによる。	それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 工場 物品の製造(加工又は修理を含む。)、貨物運送	(1) 工場 物品の製造(加工又は修理を含む。) <u>、ガス、道</u>
業等のうち雇用の創出及び事業活動の継続に期待できる事	路貨物運送、倉庫、こん包、情報処理サービス及び自然科
業の用に供するために必要な施設及び土地をいう。	<u>学研究の</u> 事業の用に供するために必要な施設及び土地をい
	う。
$(2) \sim (6) \qquad (略)$	$(2) \sim (6)$ (略)
(事業者の指定)	(事業者の指定)
第9条 第3条の奨励措置を受けることができる者は、次の要	第9条 第3条の奨励措置を受けることができる者は、 <u>投下固</u>
<u>件を満たす者</u> で、市長が適当と認め、指定した者(以下「指	定資産総額が3億円以上(中小企業者にあっては5,000
定事業者」という。)とする。	万円以上)となる工場の設置を行う者で、市長が適当と認
	め、指定した者(以下「指定事業者」という。)とする。
(1) 投下固定資産総額が3億円以上(中小企業者にあっては	
5,000万円以上)となる工場の設置を行う者	
(2) 第2条第2号アからウまでに掲げる地域に応じて、それ	
ぞれ規則に掲げる業種の用に供するための工場の設置を行	
<u>う者</u>	
2 (略)	2 (略)